

## 木造軸組工法による省令準耐火構造の住宅特記仕様書（木住協仕様）改訂のお知らせ

木住協仕様の拡充を図るべく、平成 29 年度においても防耐火WGにて検討し、機構と協議を重ね、平成 30 年 3 月 15 日付で機構より変更承認を取得した（住機地支発第 3073 号 承認番号 520-6）。

主な変更内容は次の通り。

- ①外壁及び軒裏の仕様について、建設省告示第 1359 号の内容を具体的に記載した。
- ②界壁のせっこうボード留め付け仕様を整理した。  
(2 枚目に張るせっこうボードの留め付けを長さ 40 mm 以上の木ねじ、タッピンねじ使用できることとし、50 mm 以上の木ねじ、タッピンねじを使用すると留め付け間隔を外周部・中間部ともに 200 mm 以下とすることができることとした。)
- ③界壁以外の部分において、以下について変更した。
  - 1) 防火被覆材の下地に建築用鋼製下地材（鋼製スタッド）を使用可能とした。
  - 2) 界壁以外の部分の内壁において、国土交通大臣認定の防火構造とした場合は、大臣認定に定める留め付け方法によることを追記した。
  - 3) 界壁以外の部分の内壁において、木材への留め付け仕様を整理し、建築用鋼製下地材への留め付け仕様を明記した。
  - 4) 当て木を鋼材とする場合の仕様を明記した。
- ④界床以外の部分の天井において、天井下地を鋼材とする場合の留め付け仕様を整理した。
- ⑤小屋束をあらわしにできることとし、その仕様を明記した。
- ⑥火打ちはりをあらわしにすることについて、マニュアルに明記することとした。

※平成 30 年度初回の省令準耐火マニュアル講習会（4 月 23 日）より新マニュアルを使用。

※特記仕様書【520-6 版】は 5 月 1 日より販売開始。（受付開始）